

三鷹市測量標管理保全要綱

三鷹市都市整備部道路管理課

令和2年4月1日施行

目 次

(趣旨).....	3
(用語の定義).....	3
(使用の申請及び承認).....	3
(現況調査).....	3
(工事施工の届出).....	3
(一時撤去又は移転).....	3
(機能回復等).....	4
(移転等又は機能回復等の施工及び報告).....	4
(成果更新と廃点).....	4
(費用の負担).....	4
(適用除外).....	4
(委任).....	4

三鷹市測量標管理保全要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三鷹市が管理する測量標の精度を確保するため、一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 測量標 測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき設置した1級公共基準点、2級公共基準点及び3級公共基準点をいう。
- (2) 基準点管理者 基準点の所有者で、かつ、管理する者をいい、ここでは「三鷹市」をいう。
- (3) 工事施工者 工事等を施工しようとする企業者又は工事請負者をいう。
- (4) 土地所有者等 土地又は建物の所有者、管理者及び公物管理者をいう。

(使用の申請及び承認)

第3条 測量標を使用して測量を実施しようとする者は、事前に三鷹市測量標管理保全要綱の施行に伴う運用基準（以下「運用基準」という。）に定める「測量標使用承認申請書（様式第1号）」を三鷹市に提出し、承認を受けなければならない。

2 三鷹市は、事前の申請書が提出され、その使用について特に支障がないと認めるときは、運用基準に定める「測量標使用承認書（様式第2号）」によりその使用を承認する。

(現況調査)

第4条 三鷹市は、特に重要と思われる測量標と判断した場合、利用者に運用基準に定める「測量標の現況調査票（様式第4号から様式第7号までのうち該当するもの）」の提出を条件に基準点の使用を承認することができる。

(工事施工の届出)

第5条 工事施工者は、測量標に影響がある場合、運用基準に定める「工事施工届出書（様式第8号）」を三鷹市に提出しなければならない。

2 三鷹市は、前項の届出を受けた場合において、測量標の機能保全のため、事前及び事後の比較観測（以下「確認測量」という。）等の必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(一時撤去又は移転)

第6条 測量標が明らかに影響を受け、その機能を害する行為の当事者（以下「原因者」という。）は、運用基準に定める「測量標一時撤去・移転許可申請書（様式第9号）」を三鷹市に提出し、測量標の一時撤去又は移転（以下「移転等」という。）の許可を受けなければならない。

2 三鷹市が原因者となる場合、主管課が道路管理課に対し事前に協議を行ったときは、この限りでない。

3 三鷹市は、前項の申請があった場合において、測量標の移転等の必要があると認めるときは、運用基準に定める「測量標一時撤去・移転許可書（様式第11号）」をもって許可するものとする。

(機能回復等)

第7条 原因者は、前条の規定による許可又は協議により測量標の移転等をしたときは、確認測量を行い、測量標の機能を害したことが確認されたときは、別に定める基準により機能を回復しなければならない。

2 原因者が、前条の規定による許可を得ないで工事を行い、測量標を損傷若しくは滅失し、又はその機能を害したときは、前項の規定を準用する。

(移転等又は機能回復等の施工及び報告)

第8条 測量標の機能回復及び移転(測量作業を含む。)並びに確認測量は、三鷹市が基準点測量の実績があると認める測量業者に施行させなければならない。

2 原因者は、確認測量等の完了後、速やかに運用基準に定める「測量標確認報告書(様式第12号)」をもって報告しなければならない。

(成果更新と廃点)

第9条 前条に基づく報告等で、測量標の機能を回復することが困難であると三鷹市が判断したときは、移転又は測量成果を更新することができる。

2 測量成果の更新によっても測量標の維持管理が困難と判断され、その影響が軽微である場合、「廃点」とすることができる。

(費用の負担)

第10条 確認測量等に関する費用は、原因者の負担とする。

(適用除外)

第11条 三鷹市が土地所有者等から建標承諾又は占有許可を受け設置した測量標については、承諾条件又は占有許可条件に基づき三鷹市が措置するものとし、第5条から第9条までの規定は、適用しない。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。